

回答書①

令和7年5月20日

委託件名： 東大阪市水道サービスセンター業務委託

	質問	回答案
1	実施要領1ページ 3. (1) 現在の業務毎の人員体制をご教示ください。また兼務されている場合は、その人数もご教示ください。	検針業務93名（うち検針員70名） その他業務37名
2	実施要領8ページ 9. (2) 見積金額及び積算内訳書の配点40について、評価点の算定方法をご教示ください。	非公表とします。
3	仕様書3ページ 3-1 (1) 業務の引き継ぎの際、水道庁舎内に引継ぎ準備に伴う準備室をお借りすることは可能かご教示ください	会議室を使用することは可能です。（約 2 4 m ³ ）
4	仕様書3ページ 3-1 (1) 「上記記載の場所以外を業務場所とする場合・・・」とありますが、現在そのような業務場所はありますか。また、ある場合は何の業務で使用しているかご教示ください。	検針員50名の執務室として使用しています。 菱江事務所（東大阪市吉田下町21番5号）西棟：約 1 0 0 m ² 東棟：約 1 0 0 m ²

5	仕様書15ページ 6-2 正負のインセンティブについて、過去5年の9月末時点の過年度収納率（水道及び下水道）をそれぞれご教示ください。	インセンティブは水道料金の過年度収納率を基に計算します。 令和2年9月末：99.729% 令和3年9月末：99.796% 令和4年9月末：99.846% 令和5年9月末：99.872% 令和6年9月末：99.892%
6	仕様書 別紙2 貸与品目として駐車スペース5台程度とありますが、業務用自動二輪バイク駐車することは可能でしょうか。また、可能な場合、1台のスペースに何台駐車可能でしょうか。ご教示ください。	5台程度の駐車スペースとは別に15台程度の駐輪スペースも確保する予定ですので、業務用自動二輪バイクは、そちらに駐輪をお願いします。また、新庁舎移転後については、移転の際に協議をお願いします。
7	仕様書 別紙2 貸与品目として駐車スペース5台程度とありますが、新庁舎へ移転になった際も貸与いただけるとの認識で良いでしょうか。ご教示ください。	新庁舎移転後も駐車スペースを5台程度確保する予定です。
8	仕様書 別紙2 貸与品目として駐車スペース5台程度とありますが、検針員が一時的に駐車する場合、そのスペースは受託者が水道庁舎外に確保する認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。

9	仕様書 別紙3 (2) 受注者が負担する事務消耗品の「材料品（断水パッキン・閉栓プラグ等）」の現行単価と年間使用個数をご教示ください。	（断水パッキン）は年間使用数は10個以下で近年在庫使用のみで購入実績がないため単価は不明です。 閉栓プラグは「MIYAKO」製のものを使用しておりますが、単価は都度変動しており、発注件数についても参考となるような集計データはございません。 あわせて「KOMEI」製の逆止弁付メーターパッキンや「MIZSEI」製の水撃低減器なども購入しており、閉栓プラグと同様、集計はございません
10	仕様書 別紙3 (2) 受託者が負担する車両関係費について、「発注者が用意するスペースで不足する場合」とありますが、その場合は、水道庁舎内に賃貸借としての借用は可能でしょうか。ご教示ください。	駐車スペースが不足する場合は、水道庁舎外に駐車スペースを確保していただく必要があります。
11	仕様書 別紙3 (2) 受託者が負担する郵送費について、種別ごとの発送単価と年間予定枚数をご教示ください。	郵送費については、年間約1,800万円の費用が発生しております。その他詳細はお答えできません。
12	仕様書 別紙3 (2) 受託者が負担する印刷製本費について、種別ごとの現行単価と年間予定枚数をご教示ください。	印刷単価は業務内容や仕様に応じて都度変動しており、件数についても参考となるような集計データはございません。

13	仕様書 別紙3 (2) 受注者が負担する郵送費について、郵便料金を値上げがあった場合、これに影響する郵送費分を本業務委託料へ増額となるかご教示ください。	原則、増額しません。ただし、契約期間中に社会経済情勢の変化等により委託事業費が著しく不適當となった場合は、発注者と受注者が協議の上、必要な措置を定めるものとしています。
14	仕様書 別紙4 3. (10) 委託作業管理区域内で、本業務に従事する従業員が、本業務を行うために所持する社内業務用携帯を使用してもよろしいでしょうか。ご教示ください。	本業務を行うために所持する社内業務用携帯を使用については、性能、仕様を確認後使用許可を判断いたします。
15	仕様書 別紙4 3. (10) 委託作業管理区域について、水道庁舎内の執務スペースとして指定されている中で、委託作業管理区域外のスペースを用意し、受注者が本業務に従事する従業員の労務管理等を行うための社内業務用PC（有線/無線）やその他電子機器（複合機等）を使用してよろしいでしょうか。ご教示ください。	使用可能です。
16	特記仕様書1ページ <1>（項番なし）止水栓開閉業務 現地でのバルブ操作の有無についてご教示ください。また、バルブ操作ありの場合、メーター口径問わず（ブールや50mm以上）バルブの操作を行うのでしょうか。ご教示ください。	40mm未満の口径については、全件バルブ操作を実施しております

17	業務設計書（項番1-2-5-1）検定満期メーター及び検定満期切れメーター取替業務 閉栓中メーターも対象になりますでしょうか。ご教示ください。	開栓中のメーターが対象になります。 閉栓中のメーターは業務の概要に記載のとおり、開栓時に（項番1-2-1-1）開閉栓に伴うメーター取付・取替・引揚業務の対象となります。																												
18	業務設計書（項番1-2-5-1）検定満期メーター及び検定満期切れメーター取替業務 令和6年度の口径ごとの総数をご教示ください。	検定満期メーター取替業務 25,225件 （検満メーター取替発注明細表の交換件数から口径別に件数を算出） <table><tr><td>口径13mm</td><td>10,764件</td></tr><tr><td>口径20mm</td><td>11,221件</td></tr><tr><td>口径25mm</td><td>2,454件</td></tr><tr><td>口径40mm</td><td>504件</td></tr><tr><td>口径50mm</td><td>222件</td></tr><tr><td>口径75mm</td><td>52件</td></tr><tr><td>口径100mm</td><td>8件</td></tr></table> 検定満期切れメーター取替業務 1,772件 （令和6年度支払から口径別に件数を算出） <table><tr><td>口径13mm</td><td>921件</td></tr><tr><td>口径20mm</td><td>435件</td></tr><tr><td>口径25mm</td><td>246件</td></tr><tr><td>口径40mm</td><td>113件</td></tr><tr><td>口径50mm</td><td>27件</td></tr><tr><td>口径75mm</td><td>26件</td></tr><tr><td>口径100mm</td><td>4件</td></tr></table>	口径13mm	10,764件	口径20mm	11,221件	口径25mm	2,454件	口径40mm	504件	口径50mm	222件	口径75mm	52件	口径100mm	8件	口径13mm	921件	口径20mm	435件	口径25mm	246件	口径40mm	113件	口径50mm	27件	口径75mm	26件	口径100mm	4件
口径13mm	10,764件																													
口径20mm	11,221件																													
口径25mm	2,454件																													
口径40mm	504件																													
口径50mm	222件																													
口径75mm	52件																													
口径100mm	8件																													
口径13mm	921件																													
口径20mm	435件																													
口径25mm	246件																													
口径40mm	113件																													
口径50mm	27件																													
口径75mm	26件																													
口径100mm	4件																													
19	業務設計書（項番1-2-5-1）㉔A）検定満期メーター及び検定満期切れメーター取替業務 受注者の責として、「取替時または取替後に発生した漏水事故及び故障の場合」とありますが、老朽管が起因した漏水においても受注者の責任範囲となりますでしょうか。ご教示ください。	家屋側の老朽管が原因の場合は使用者の責任となります。ただしメーターの取替に伴う漏水等については受注者の責任となります。																												

20	特記仕様書（業務フロー）（項番1-4-3-1）検針業務（定例） 現行の偶数月及び奇数月の検針スケジュール（検針予定表）をご教示ください。	偶数月及び奇数月ともに、当該月の前半（概ね10営業日以内）を目安に検針業務を実施しております
21	特記仕様書（業務フロー）（項番2-2-1-1）滞納整理スケジュール作成業務 給水停止に至るまでの使用者への発送物（定例納付書発送以降）について、各種発送物の正式名称、発送日、納期をご教示ください。	①納入通知書（検針の翌月15日発送、月末納期） ②督促書（①発送の翌月15日発送、月末納期） ③給水停止予告通知書（②発送の翌月15日発送、月末納期） ④給水停止通告書（③発送の翌月15日発送、月末納期）
22	業務設計書（業務フロー）（項番5-1-1-6）夜間・休日受付業務 異常事態時対応について過去実績はないとのことですが、「あれば対応」と記載されていますが、現地での対応はありますか。ご教示ください	現地での対応はありません。ここでいう「対応」は、総務課に連絡することを指します。